

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年2月27日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 下限面積（別段面積）の設定について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について
- 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 横 山 一 雄 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 25番 佐 藤 裕 雄 委員 | 26番 阿 部 新一郎 委員 |
| 27番 星 野 英 治 委員 | 28番 藤 田 吉 則 委員 |

29番 渡 邊 一 英 委員 30番 原 正 利 委員
31番 小 師 勉 委員 32番 目 黒 伸 一 委員
33番 山 田 佳 典 委員 34番 蒲 澤 正 委員
35番 小 林 六 一 委員

欠席委員 2名

2番 鶴 卷 純 一 委員 3番 内 山 敏 雄 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 堀 雅 志
事 務 局 次 長 斎 藤 公 明
経営基盤係副参事 麦 倉 政 勝
経営基盤係主任 堀 江 定 昭

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、2月の定例総会を開会したいと思います。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席33名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。4番、村井善一郎委員、20番、坂井和弘委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（野崎会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、1番、大桃伸之委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

(午前9時40分 1番大桃伸之委員退席)

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明をいたします。

最初に所有権移転に係る案件につきましてご説明申し上げます。1ページをごらん願います。今月の申請は2件で、合計面積4,750㎡であります。なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告をいただいた案件であり

ます。

554番は、柳場新田地内の農地5筆、3,736㎡を、あっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約80万円であります。

555番は、東本成寺地内の農地1筆、1,014㎡を、あっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明申し上げます。25ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定34件、面積16万6,210.59㎡、再設定42件、面積25万9,424㎡、合計では76件、面積42万5,634.59㎡であります。

それでは、戻りまして2ページの556番から順に説明いたします。なお、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

556番から、9ページの583番までの27件は、相対でそれぞれ利用権設定をするものであります。556番から順にご説明いたします。556番は、東大崎1丁目地内の農地1筆、2,033㎡、557番は、西大崎3丁目地内の農地1筆、1,002㎡、558番は、名下地内外の農地計4筆、7,818㎡、559番は、棚鱗地内の農地1筆、2,991㎡、560番は、飯田地内の農地3筆、2,039㎡、561番は、福島新田地内の農地2筆、5,999㎡、562番は、同じく福島新田地内外の農地計3筆、7,483㎡、563番は、若宮新田地内の農地2筆、2,617㎡、564番は、塚野目6丁目地内の農地1筆、1,804㎡、565番は、大宮新田の農地2筆、4,046㎡、566番は、荻島地内の農地1筆、1,031㎡、567番は、福島新田地内の農地1筆、2,014㎡、568番は、鬼木新田地内外の農地計7筆、9,090㎡、569番は、落合地内の農地18筆、6,150㎡、続きまして、570番は、落合地内の農地6筆、4,216㎡、571番は、同じく落合地内外の農地計6筆、4,525㎡、572番は、上谷地地内の農地7筆、2,239.58㎡、573番は、帯織南地内の農地2筆、6,843㎡、574番は、井栗地内の農地1筆、1,316㎡、575番は、井栗2丁目地内の農地3筆、3,528㎡、576番は、東大崎1丁目地内の農地5筆、5,201㎡、577番は、須頃3丁目地内外の農地計4筆、2,376㎡、578番は、鬼木地内の農地4筆、8,266㎡、579番は、岩淵地内の農地4筆、6,511㎡、580番は、同じく岩淵地内の農地5筆、4,244.61㎡、581番は、栄荻島地内外の農地計8筆、1万2,719.40㎡、582番は削除をお願いした案件であります。583番は、荒沢地内の農地10筆、1万1,363㎡、以上27件につきましては、相対で新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

続きまして、584番から、11ページの590番までの7件につきましては、農地利用集積円滑化団体であるいがた南蒲農業協同組合を通して、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

584番は、東裏館3丁目地内の農地3筆、2,173㎡、585番は、荒町2丁目地内の農地5筆、4,142㎡、586番は、新光町地内の農地3筆、2,168㎡、

587番は、東大崎2丁目地内外の農地計5筆、5,769㎡、588番は、牛ヶ島地内の農地1筆、2,023㎡、589番は、金子新田地内の農地3筆、932㎡、590番は、東本成寺地内外の農地計11筆、1万9,538㎡、以上7件につきましては、にいがた南蒲農業協同組合を通して、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の591番から、25ページの632番までの42件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、坂井会長代理の隣に着席を願います。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、2月23日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時10分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定34件、再設定42件、所有権移転2件、合計件数78件で、面積43万384.59㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

14番、村山委員。

14番（村山佐喜雄委員）

11ページの介在者はにいがた南蒲ですが、設定する者もにいがた南蒲になっているが、これはおかしくないんですか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（堀事務局長）

11ページの590番であると思いますが、利用権設定（移転）する者の名前が農協さんになっておりますが、これにつきまして所有者の方は以前集積協力金の対応ということになっているので、一旦契約を解除しますと、集積協力金の返還が出るということで、あくまでも農協が借りたまま利用権設定、新たに貸すという形にいたしました。

議長（野崎会長）

そのほかにございませんか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いいたします。

（午前9時55分 1番大桃伸之委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告いたします。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、20番、坂井和弘委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

20番（坂井和弘委員）

20番、坂井和弘。議事参与の制限により、本議案終了まで退席します。

（午前9時57分 20番坂井和弘委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案書の32ページをお開き願います。今月の申請は13件で、合計面積4万8,576.35㎡であります。

それでは、26ページにお戻りをお願いいたします。66番から順にご説明申し上げます。66番は、新保地内の農地2筆、323㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり300万円であります。

67番は、井栗2丁目地内の農地1筆、82㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図

るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

68番は、柳沢地内の農地1筆、162㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり150万円であります。

続きまして、69番は、猪子場新田地内の農地2筆、1,533㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約210万円であります。

続きまして、70番は、同じく猪子場新田地内の農地5筆、1,174㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約210万円であります。

71番も、同じく猪子場新田地内の農地4筆、1,711㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約80万円であります。

続きまして、72番でございます。72番は、下大浦地内の農地3筆、1,758㎡を、譲り受け人が譲り渡し人の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約110万円であります。

続きまして、73番は、笠堀地内の農地1筆、1,712㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約20万円であります。

74番及び75番は、月岡地内の農地2筆、989㎡と、同じく月岡地内の農地2筆、960㎡を、譲り受け人、譲り渡し人が、双方の話し合いにより交換をするものでございます。

76番から、32ページの78番までの3件につきましては、譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、それぞれ再設定をするものであります。

76番は、興野1丁目地内外の農地計13筆、1万136㎡、77番は、栗林地内の農地55筆、1万9,217.35㎡、78番は、柳沢地内の農地13筆、8,819㎡、以上3件につきましては、譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、それぞれ再設定をするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの8件、交換によるもの2件、使用貸借によるもの3件、合計件数13件、面積4万8,

576.35㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席を願います。

（午前10時03分 20番坂井和弘委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり全件許可をすることに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

議案書の33ページをお願いいたします。今月の申請は、28番1件で、計画変更のみの申請でございます。南四日町2丁目地内の農家1筆、495㎡を、貸露天駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市嵐南公民館東側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、件数にして1件、面積495㎡で、書類

審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

なお、18番、田邊稔委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

18番（田邊 稔委員）

18番、田邊。本議案終了まで退席いたします。

（午前10時05分 18番田邊 稔委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

議案書の35ページをお願いいたします。今月の申請は4件で、合計面積は1,333.98㎡であります。

34ページ、上のページをお願いいたします。24番は、北新保2丁目地内の農地1筆、105㎡を、既存宅地138.04㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR三条駅北側700m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

25番につきましては、昨年7月の総会におきまして、農振農用地からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件でございます。井栗1丁目地内の農地4筆、441.98㎡を、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、第四中学校東側の三条市道を挟んで位置しており、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、26番は新保地内の農地5筆、465㎡を、農家住宅1棟、作業所1棟

等の用地として利用したいものです。場所につきましては、西鱒田小学校北東 2 0 0 m 付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

続きまして、27番は、鬼木地内の農地 2 筆、3 2 2 m²を、既存宅地 4 8 9 . 2 5 m²と一体利用し、農家住宅 1 棟、農機具格納庫、米保管庫 2 棟等の用地として利用したいものです。場所につきましては、鬼木集会所北側 5 0 0 m 付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4 番、村井善一郎委員。

第 3 調査部会長（4 番村井善一郎委員）

議第 4 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数 4 件、面積 1, 3 3 3 . 9 8 m²で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 4 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

退席委員の着席を願います。

（午前 1 0 時 1 0 分 1 8 番田邊 稔委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告いたします。

議第 4 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり、全件許可相当と決しました。

なお、許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

議案書の41ページをお願いいたします。今月の申請は15件で、合計面積2万8,553.09㎡であります。

36ページにお戻りを願います。84番から順にご説明を申し上げます。84番は、荒町2丁目地内の農地2筆、1,970㎡を、賃借権の設定により、駐車場及び通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市体育文化センター北側400m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、85番は、石上2丁目地内の農地2筆、2,012㎡を、売買により取得し、分譲地10区画及び道路等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円あります。場所につきましては、三条市消防本部北側500m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域及び第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

86番は、西本成寺1丁目地内の農地2筆、1,798㎡を、売買により取得し、分譲地8区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万6,000円あります。場所につきましては、旧第1中学校南側500m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

87番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、1,024㎡を、売買により取得し、冷蔵倉庫兼作業所1棟及び駐車場等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円あります。場所につきましては、旧三条市斎場南東300m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、88番は、下保内地内の農地1筆、702㎡を、売買により取得し、貸し家建築3棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万7,000円あります。場所につきましては、穂奈伊神社北側の市道を挟んで位置しており、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、89番は、東本成寺地内外の農地計4筆、1,057㎡を、売買により取得し、駐車場及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約9,000円あります。場所につきましては、下新田集会所北西100m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断さ

れます。

続きまして、90番でございます。90番は、昨年7月の総会におきまして、農振農用地からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件でございます。東本成寺地内外の農地1筆、1,024㎡を、売買により取得し、既存宅地6,711.54㎡と一体利用し、事務所、倉庫1棟及び駐車場等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円であります。場所につきましては、三条市総合福祉センター南側農道を挟んで位置しており、既存施設の拡張を行うもので、農用地区分は第2種農地と判断されます。

91番につきましても、同じく昨年7月の総会におきまして農振農用地からの除外について同意をした案件でございます。東鱒田地内の農地4筆、1,046㎡を、賃借権の設定により、作業所、倉庫4棟及び自動車回転広場の用地として利用したいものです。場所につきましては、西鱒田小学校南西300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

92番は、長嶺、吉野屋地内の農地33筆、6,701.09㎡を、賃借権の設定により、特別高圧送電線鉄塔建てかえ工事に伴う工事用車両用地、資材仮置き場等の用地として、許可の日から平成27年、本年9月30日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、主要地方道長岡見附三条線東側で、吉野屋浄化センター北西300m付近を初めとして5カ所に分散しており、農振農用地区域内の農地に該当しております。

93番は、昨年7月の総会におきまして、農振農用地からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件でございます。吉田地内の農地4筆、607㎡を、売買により取得し、倉庫1棟及び駐車場、車両回転広場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3,000円あります。場所につきましては、広域養護老人ホーム県央寮北東100m付近で、既存施設の拡張を行うもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

94番は、新保地内の農地3筆、2,232㎡を、賃借権の設定により、店舗1棟及び通路、駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、県立三条高等学校南側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、95番は、西本成寺地内の農地2筆、1,971㎡を、売買により取得し、宅地分譲10区画及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万4,000円あります。場所につきましては、県立三条高等学校南西500m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

96番につきましても、昨年7月の総会におきまして、農振農用地からの除外に同意をした案件でございます。福島新田地内の農地2筆、5,472㎡を、売買により取得し、倉庫1棟、休憩所1棟及び駐車場、通路等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約5,000円あります。場所につきましては、三条市清

掃センター西側100m付近で、既存施設の拡張を行うもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

続きまして、97番は、猪子場新田地内の農地2筆、191㎡を、売買により取得し、既存宅地265㎡とあわせ住宅1棟及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万1,000円であります。場所につきましては、国道8号一ツ屋敷交差点東側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、98番でございます。98番は、同じく猪子場新田地内の農地2筆、746㎡を、売買により取得し、住宅1棟及び通路、駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3,000円であります。場所につきましては、国道8号一ツ屋敷交差点北東200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数15件、面積2万8,553.09㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『下限面積（別段面積）の設定について』を議題といたします。
事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第6号『下限面積（別段面積）の設定について』ご説明をいたします。
お手元に配付してございます議第6号参考資料をごらんいただきたいと思います。A4、
2枚とじたものでございます。

農地法の改正によりまして、下限面積について毎年審議決定することになっております。
参考資料にありますように、農地法第3条許可は、権利取得後において50aに達
しない場合は許可ができないことになっております。しかしながら、農業委員会が農林
水産省令で定める基準に沿って市の全域または一部について別段の面積を定めた場合は、
50aを下回ることもできることになっております。設定につきましては、農地法施行
規則第17条で、別段面積を決定する場合は耕作面積が別段面積より少ない農家数が4
0%を下回らないことと基準が示されております。

そこで、参考資料の3ページをお願いいたします。3ページの太線で囲ってある部分
の右側でございます。30aから50aと記載をされている欄をごらんいただきたいと
思います。三条地区におきましては、経営面積が50a未満の農家の割合が25%、栄
地区では33%、下田地区では28%、三条市全体では28%になっております。した
が、いまして、三条市全体においては72%、7割を上回る方が50a以上の耕地で農業
経営されていることとなります。遊休農地の割合も、農地利用状況調査から0.12%
となっております。担い手への利用集積においても、43%となっております。

このようなことから、昨年も別段面積は設定せず、下限面積は農地法で定める基準の
とおり50aとしてきたところでありますが、本年もご審議の上、ご決定いただきたい
と思っております。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

野水委員。

22番（野水敏秋委員）

野水です。下限面積の設定についてですけれども、この件につきましては、農政対策
部会への付託を受けておりませんが、先般19日の会議におきまして議題として審議い
たしました。本市では、2010年農林業センサス結果から、経営規模50a未満の農
家が三条市全域で3割弱であり、7割を超える農家が50a以上の経営規模を持ってお
られること。現状では農地利用集積も進んでおり、担い手の経営規模は少しずつ拡大し
ていること。さらに、農地利用状況調査結果での荒廃農地の全体に占める割合はわずか
であり、農地の保有及び利用の状況、荒廃農地の状況、将来の見通し等から見て、現段
階で別段面積設定の必要性はないと判断されましたことをお伝えします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんか。

廣川委員。

17番（廣川哲也委員）

17番、廣川です。この下限面積というのは、法律で定められているので、この条件に合わなければ変えられないということでしょうから、法律が変わらない限りなかなか下限面積を農業委員会で適用するということはできないんだろと思いますが、三条市のほうでも下田地区で新規就農者をふやすというような動きの中で、今までのように稲作を中心としているものであれば50a程度では全く営農はできないんでしょうけれども、例えばイチゴのハウス栽培は20aもあればたくさんなので、かえって50aという縛りが就農する際の障害になるということもあるかと思しますので、法律を変えなきゃだめだという話ですので、一農業委員会でどうこうできないということも十分承知しておりますが、その点も含めて農業委員会としてその辺の法律の改正も含めて動いていただければということで要望を申し上げます。

以上です。

議長（野崎会長）

そういうことで承っております。よろしいでしょうか。

17番（廣川哲也委員）

はい。

議長（野崎会長）

そのほかご発言ございませんか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま22番、野水委員の発言のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、下限面積（別段面積）の設定はしないことといたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告を願います。

農政対策部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

野水委員。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

農政対策部会の報告をいたします。

農政対策部会は、1月の総会で付託を受けました「平成27年度農作業賃金・機械作業料金について」を審議するため、2月19日午後1時半から厚生福社会館第2集会室で、部会委員14名に野崎会長からも出席いただき、部会を開催いたしました。

「平成27年度農作業賃金・機械作業料金について」ですが、標準額を決めるに当たり、事務局より近隣市町村の状況、農業物価指数、新潟県最低賃金、消費者物価指数、農業用機械必要経費調査等の資料説明を受けた後、1月総会后廣川委員からの機械作業料金は消費税を除く金額でとの意見を加えて協議いたしました。その結果は、お手元に配付してあります資料をごらん願います。

平成26年度標準額に比べて、賃金は据え置き、学生アルバイトは最低賃金の関係から200円アップとしました。機械作業料金・育苗につきましては3%前後のアップで、新しく機械運搬料を設定することといたしました。消費税を除く表示につきましては、農家にとっては税込み表示のほうがわかりやすく、精算しやすいことから、今までどおりの消費税込み料金とすることに決まりました。

次に、「水田の賃借料」についてであります。12月12日農政対策部会としての最終的な意見集約に至らず、会長、会長代理、農政対策部会長及び部会長代理の5名で基本的な方向をまとめ、2月開催の農政対策部会でこれを示して、引き続き話し合いをすることになっていました「水田の賃借料について」を議題とし、あわせて「賃借料の情報提供について」を議題としました。2月12日午後から、水田賃借料についての協議を行い、平成21年度まで提供しておりました「標準小作料的なもの」、いわゆる参考賃借料を提供するにも数値の根拠が必要になるなどのことから、賃借料情報提供の中、文言で表示するとの結果を会議に報告しまして協議していただきました。結果としまして、お手元に配付しております三条市賃借料情報で提供することに決定しました。表題の下、枠内には、標準小作料制度は平成21年の農地法改正で廃止されたこと。標準小作料とは違い、拘束力はないこと。賃借料を決める際には、対象農地の収穫量、生産物の価格、圃場条件、土地改良費などの個々の状況を考慮して、貸し手と借り手が十分な話し合いで、納得の上で決めてもらうよう表示してあります。

この情報は、平成26年1月から12月までに、個人、法人が金銭で締結された件数を集計したもので、物納は除かれております。畑の情報は、締結件数がごく少ないため掲載しておりません。「平成27年度農作業賃金・機械作業料金」と「賃借料情報」は、3月中旬発行予定の農業委員会だより『向日葵』に掲載され、全農家に配布されることになっております。

また、その他議題で「下限面積の設定について」を審議しました。これにつきましては、先ほど議第6号の審議中に発言させていただきましたので省略いたします。

最後に、「農地のクリーン作戦について」審議をいたしました。このことにつきまして

は、農地の番人としての農業委員会の見える活動として、食の安全、安心を推進することから、今年も取り組みを実施するという事で皆さんからの賛同をいただき、決定いたしました。実施日は4月3日金曜日、午後から3地区に分かれて3時間程度、雨天でも行うことを予定しています。詳細については、後日お知らせしたいと存じます。

以上が農政対策部会からの報告です。会議は午後3時15分に閉会しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

廣川委員。

17番（廣川哲也委員）

17番、廣川です。まず、賃借料の情報ですけれども、26年度と27年度を見比べると、いわゆる実勢としては下がっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。あと機械運搬料ですけれども、この算出の根拠があると思うんですけども、教えてください。もう一点は、稚苗硬化苗の価格ですけれども、JAが示しているのと差異がありますけれども、その辺の検討状況を聞かせていただきたい。よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

農政対策部会長。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

廣川委員さんの言われる運搬料については、JAの10km、15km、20km、そののを引用しました。

それから、硬化苗については、平成24年、25年と同額でしたが、消費税の関係で端数処理もありますけども、1、2円アップになりました。

賃借料については、下がっている方向だと思います。これ全部よく読んでいないんですけども、昨年から米価下落で特に地域によって下がっているの、下がっている方向だと思います。

議長（野崎会長）

しばらくの間休憩に入ります。

（午前10時35分から午前10時38分まで休憩）

議長（野崎会長）

事務局より補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局（堀事務局長）

今の廣川委員のご質問につきまして、数字的な話ですので、事務局のほうから答弁をさせていただきます。

まず、お手元に今日お配りしております平成27年3月の賃借料情報でございますが、平均額で申し上げますが、昨年との比較で申し上げます。三条地域におきましては、平

均額2万500円となっておりますが、昨年度は2万1,800円でした。ですから、1,300円ほど平均額下がっていることをごさいます。栄地域におきましては2万2,500円となっております。昨年度が2万3,100円ですので、600円程度低下をしているということです。下田地域につきましては、1万2,700円記載されておりますが、昨年度は1万4,100円でした。以上、ちょっと平均額だけ申し上げますと、やはり賃借料につきましては下がり傾向にあるというふうに判断しているところでございます。

以上です。

議長（野崎会長）

そういうことで、私のほうから若干県内の様態を説明させていただきますが、各農業委員の方が、農作業賃金プラス三条市賃貸料についてどういうふうに決定したらいいか、根拠を示せと言われてもなかなか数字は出てこないというような状況でございます。中には、2市町村ですか、借り受け者と出し手とまた協議を図ってこれから決定していくんだという話もございますが、そこでは恐らく結論は出ないだろうという内容でございます。非常にこの問題については、この米価の下落、所得補償の半減という形の中で、請負者が大変難儀している状況でございますが、これもやむを得ないだろうと、数字の根拠を示せと言われても示されないということで、三条市の場合はこのような形で文で表示をしたわけでございます。野水対策部会長はそのとき相当部会の方からいろいろ発言がされました。それを取りまとめるのに相当時間かかりました。そういうことで、この内容でご理解願いたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。ほかに発言ございませんか。

ご発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

それでは、報第3号から報第7号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。3月24日午後1時から厚生会館第1集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上で終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は27日を予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 4 番）

議事録署名委員（20 番）
